明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（一）　二
○地方税法の一部を改正する法律（二）　三
〔政令〕
○令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令（三三）　四
○地方税法施行令の一部を改正する政令（三四）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（法律第一号）（財務省）

1　令和六年能登半島地震災害により住宅、家財等について生じた損失について、その損失額を令和五年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとした。（第三条関係）

2　事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき令和六年能登半島地震災害により生じた損失について、その損失額を令和五年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができることとした。（第四条関係）

3　令和六年能登半島地震災害により住宅又は家財について被害を受けた者については、その被害を令和五年において受けたものとして、令和五年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の所得税の軽減免除の適用を受けることができることとした。（第七条関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

1　令和六年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和六年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和五年において生じた損失の金額として、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした。（附則第四条の四関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令（政令第三三号）（財務省）

1　雑損控除の特例について、適用対象となる親族の範囲、雑損失の範囲等を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

2　被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例について、対象となる損失の金額に含まれるやむを得ない支出の範囲、固定資産に準ずる資産の範囲等を定めることとした。（第四条及び第五条関係）

3　純損失の繰戻しによる還付の請求について、その請求は被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書等の提出と同時に行うことを定めることとした。（第六条関係）

4　令和五年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合における令和六年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第八条関係）

5　災害被害者に対する所得税の軽減免除の特例の適用を受けるための手続を定めることとした。（第九条関係）

6　令和五年分の所得税について災害被害者に対する所得税の軽減免除の特例の適用があった場合における令和六年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。（第一〇条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（総務省）

1　令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めることとした。（附則第四条の五関係）

2　1に係る資産の所有者である親族の令和七年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に関する規定の適用については、当該資産について受けた損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において生じなかったものとみなすこととした。（附則第四条の六関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。